

新生活が狙われる？引越し直後の訪問販売トラブル

「引越し直後に訪問してきた業者から、管理会社と関連があるような説明を受けて契約したがウソだった！」などの、引越し直後の消費者を狙った訪問販売に関するトラブルが寄せられています。春の新生活始まりの3、4月は特に注意しましょう。

◆【事例1】訪問販売で、換気扇フィルターの契約

引越し当日、管理会社と関連があるような口ぶりで業者が、換気扇フィルターの勧誘にきた。「居住者はみんな契約している」などと説明され、全室が購入しているなら仕方ないと思い、約3万円を現金で支払って2年分のフィルターを受け取った。その後、管理会社に確認したところ、無関係であることがわかった。不要なのでクーリング・オフしたい。

(20歳代 男性)

◆【事例2】管理会社からの紹介という業者と防カビ工事の契約

引越し当日、「管理会社から紹介された」と言ってお業者が訪問し、「オプションサービスの説明会を管理会社が開いており、説明会に参加していない人に水回りの防カビ工事等の説明をしている」「荷物を入れる前に工事をした方がよい」などと言うので、その言葉を信じて現金約6万円を支払って、翌日、水回りの防カビ工事を行った。後日、管理会社に聞いたところ、「そのような説明会はない。業者は紹介していない」と言われた。騙されたので解約したい。

(20歳代 女性)

◆トラブル防止のポイント

• その場ですぐに契約せず、管理会社に確認しましょう

引越しの直後は忙しく、新生活に不慣れな時期なので、突然の訪問業者からの話はすぐに信用せず、業者の話について少しでも疑問に感じたら、管理会社などに確認しましょう。

• 訪問販売で契約した場合は、クーリング・オフできます

訪問販売契約の場合、特定商取引法に定める書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフができます。なお、クーリング・オフ期間内に工事が行われても、クーリング・オフをした場合は、無償で元通りに戻すよう求めることができます。

• 2022年4月1日から『18歳で大人』に！

今年4月から成年年齢が引き下げられます。大人になると一人で契約できる半面、原則として一方的にやめることはできません。安易に判断せず、責任ある行動をしましょう。

消費生活相談のことなら・・・

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) 0584-68-0185
- 消費者ホットライン ^{いやや} ☎188